

第 25 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第25回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和4年10月28日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：第1会議室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名委員の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第5 議案第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 8名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
5番	古内 嘉博君	6番	中村 亨 君
7番	鈴木 力男君	9番	熊谷 玲子君

（農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	鈴木 学 君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（1名） 8番 及川 建則委員

事務局出席者

局長	小松 哲 君	局長補佐	佐々木浩久君
主事	菅野 由夏君		

午後 2 時 00 分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第 25 回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日の議案は 2 件であります。2011 年の震災直後の件数と比較しますと、ずいぶん少なくなったものだなと思っているところがあります。当時を振り返ってみまして、復旧、復興を早めたいとの思いから件数が多かったんですが、現地調査や総会手続きを急いで進めたことを思い出しております。時が経過をし、農業委員会の役割も変わってきまして、遊休農地解消、耕作放棄地解消を目指しての農地利用集積の取り組み、つまり地域農業マスタープランであります。トマト、イチゴの大規模園芸施設での経営や吉浜地区の基盤整備事業での集積など、新たな展開がありますが、沿岸特有の地形から、思うように進んでいないのが現実であります。前に宮城県で開催された北海道・東北ブロック研修会に出席した時、弘前市農業委員会の事例発表で、農地利用集積の面積よりも非農地判断の面積が 10 倍だという話をされたことを記憶にあります。大船渡市も非農地判断をしなければならないところは、そのように多いのかなと感じております。コロナ禍で制限はありますけれども、大方の委員が出席した農業委員会大会等の研修会、得るものが結構ありますので、多くの皆さんに参加をしていただき、これからの農業委員会活動に役立てていただければなど、そんな思いをいたしているところがあります。よろしく願いを申し上げまして挨拶を終わります。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は 8 名、推進委員は 10 名であります。欠席の通告があった農業委員は 8 番及川建則委員の 1 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いいたします。

○事務局長（小松哲君） それではお手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。初めに先月開催の第 24 回総会以降の経過報告です。10 月 8 日、大船渡市産業まつりに J A 大船渡コーナーとして出店しています。大船渡市農業委員会も実行委員として参加している農業まつり実行委員会では、これまで産業まつりにあわせて農業まつりを独自に開催をしておりましたが、今回からは産業まつりの 1 コーナーとして参加した状況です。10 月 13 日、市制施行 70 周年記念式典が開催され、藤原会長が主催者側で出席しています。中村農業委員並びに及川農業委員が出席していますが、中村農業委員は、この式典において、市政功労で表彰されております。

次に本日の総会以降の行事予定でございます。11 月 9 日、令和 4 年度岩手県農業委員大会が開催されます。藤原会長外事務局を含め 8 名で参加を予定しています。次回の第 26 回総会は 11 月 28 日に開催を予定しておりますので、よろしく願いします。行事等でご不明な点につきましては事務局までお問い合わせ願います。私からは以上でございます。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日

の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には2番今野八重子農業委員、5番古内嘉博農業委員を指名します。

○議長（藤原重信君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は128㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理は10月11日であります。次に番号2番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は422㎡。権利を取得した理由は相続。届出及び受理の日付けは10月7日となっております。議案書3ページをお開きください。番号3番、登記地目は畑及び原野、現況地目は畑、雑種地及び山林、面積は合計で1,621㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付けは10月11日となっております。議案書の4ページをお開きください。番号4番、登記地目は田、畑、山林及び原野、現況地目は田、畑及び山林で、面積は合計で3万3,252㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付けは9月13日となっております。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第4、議案第1号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書5ページをお開きください。議案第1号農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は1ページをご覧ください。台帳地目は畑、現況地目は雑種地、面積は466㎡。非農地の事由は、当該土地の東側の土地所有者が資材置場及び駐車場として20年以上にわたり使用しており、長年、資材置場などとして利用されていたため、登記地目も農地でないと考えていたためとしております。なお、当該土地は第2種農地に該当し、農地の管理不徹底と農地以外の土地として利用していたことに関して所有者から始末書が提出されております。なお、この土地につきまして、20年以上にわたりというふうになっておりますけれども、正確にはいつからこのような状況になっているのか、所有者の方も判然としない状況ということで、我々の方で調査した結果、駐車場になる前には、ここに建物が建っていたということで、その建物が建ったのは、おそらく40年以上前じゃないかなというような証言もありましたものですから、もう既にかかなりの年数が経っているものというふうに考えたところでございます。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について大船渡地区末崎地域尾形キヨシ推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（尾形キヨシ君） 推進委員の尾形です。議案第1号について報告いたします。地図1ページです。申請地は、南側に県道、東側に水路、西側に市道があります。23日午後、電話で所有者にお話しをお聞きしました。20年以上前から隣接者が資材置場などに利用されていたそうです。長年、雑種地として利用されてきており、遠方により管理もできない状況ですので、農地ではないと思っていたそうです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第5、議案第2号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書6ページをお開きください。議案第2号農地法の運用について第4（2）に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議、決定するものです。

議案書 7 ページにお進みください。地図は 2 ページになります。なお、資料最終ページに現地の写真を添付しておりますので、ご覧ください。番号 1 番と 2 番は、登記上、通路を挟んで隣接した土地であり、荒廃化した理由なども同様であるため、一括して説明させていただきます。番号 1 番、番号 2 番、台帳地目は畑、現況地目は山林。農振農用地区域外にあり、面積は合計で 299 m²。耕作状況は荒廃地化。当該農地が荒廃地化した理由としては、耕作していた者が他界後、自宅から離れた場所にあるため耕作できなくなり、十分な管理ができないまま 40 年以上が経過し、現在は竹林となり、登記簿地目も農地ではないと考えていたということでございます。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第 2 号 1 番及び 2 番については 4 番の金野たか子委員さんと 7 番の鈴木力男委員さんですが、どちらの方が説明しますか。

○7 番（鈴木力男君） はい。

○議長（藤原重信君） はい、鈴木力男農業委員、お願いします。

○7 番（鈴木力男君） 7 番鈴木です。議案第 2 号の農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について、金野たか子農業委員と申請人より聞き取りと現地調査をした結果を報告いたします。10 月 26 日に所有者の奥さんに案内され、対象農地の現地確認を実施しました。40 年以上前までは耕作していたが、自宅から現地に行くまで高さ 2 m、幅も 2 m ほどの川が農地に行くまでにございまして、一本橋での往来をしなければならず耕作をやめ、それ以来そのままにしていたそうです。現地確認の時もその一本橋を渡るのに相当恐怖感を覚えまして、行けるのかなと思いついて行ってきましたが、現在は写真のとおり、地図の 3 ページですか、この写真のとおりで竹林となっていて、農地への現況回復は不可能と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 2 号 1 番及び 2 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 2 号 1 番及び 2 番について本委員会において「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第 2 号 1 番及び 2 番の「農地」に該当するか否かの判断については本委員会において農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございます。

これをもちまして第 25 回総会を閉会いたします。

午後 2 時 22 分閉会